(目的)

第1条 この条例は、児童を監護し、又は養育する者に対し、母子父子福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を 図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において「児童」とは、18歳以下の者(18歳の者にあっては、18歳 に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学 校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学する者を 含む。)で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 父母又は父母のうちいずれか一方が死亡した者
  - (2) 父母又は父母のうちいずれか一方が規則で定める程度の障害の状態にある者
  - (3) 父母が婚姻を解消した者
  - (4) 父母又は父母のうちいずれか一方が引き続き1年以上行方不明である者
  - (5) 父母又は父母のうちいずれか一方が引き続き1年以上遺棄している者
  - (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てに より発せられたものに限る。)を受けた者(当該命令を受けた父又は母に監護さ れる者を除く。)
  - (7) 父母又は父母のうちいずれか一方が法令により引き続き1年以上拘禁されて いる者
  - (8) 母が婚姻によらないで懐胎した者
  - (9) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めたもの
- 2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当該婚姻の届出をして

いないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(支給要件)

- 第3条 手当は、父若しくは母がその児童を監護するとき又は父若しくは母が児童を 監護しない場合において、父若しくは母以外の者が当該児童を養育する(その児童 と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。) ときは、父若しくは母又はその養育者(以下「受給資格者」という。)に対して支 給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を 支給しない。
  - (1) 市内に住所を有しないとき。
  - (2) 養子縁組により父母を得たとき。
  - (3) 父又は母の配偶者(規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているとき。
  - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親に委託 されているとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が次のいずれかに該当するときは、手当 を支給しない。
  - (1) 市内に住所を有しないとき。
  - (2) 前に同じ児童に係る手当の支給を受けたことがあるとき(当該受給資格者による最初の当該児童に係る手当の支給に関する次条第1項の規定による認定の申請を受け付けた日又は第7条第1項の規定による認定の請求がされた日(以下「認定申請受付日等」という。)の属する月から起算して60月を経過しているときに限る。)。ただし、第5条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

(認定)

- 第4条 前条の規定により手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その認 定を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその審査を行い決定事項を当該申請者に通知するものとする。

(手当の額)

- 第5条 手当の額は、児童1人につき月額2,300円とする。ただし、当該児童に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月(前に同じ児童に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該児童に係る手当を支給する場合にあっては、当該受給資格者による最初の当該児童に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月。以下「支給開始月」という。)から起算して36月を経過した児童については、1月につき1,200円とし、支給開始月から起算して60月を経過した児童については、手当を支給しない。
- 2 受給資格者が、次のいずれかに該当する場合には、当該受給資格者については、 その該当している期間は、前項ただし書の規定を適用しない。
  - (1) 求職活動等(児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第24条の 5第1項に規定する求職活動又は同条第2項に規定する自立を図るための活動を いう。)をしていること。
  - (2) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)別表 第1に定める障害の状態にあること。
  - (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
  - (4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介 護状態にあることその他これに類する事由によりこれらの者の介護を行う必要が あり就業することが困難であること。
  - (5) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(手当の支給期間及び支給期月)

- 第6条 手当は、第4条の規定により認定を受けた者に対し、その認定した日の属する月から始め、第3条第1項の支給要件が消滅し、児童が同条第2項各号のいずれかに該当し、又は受給資格者が同条第3項第1号に該当することにより手当を支給すべき事由が消滅したときは、当該手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。
- 2 手当は、毎年4月、8月及び12月にそれぞれその月の前月までの分を支給する。 ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合 におけるその月までの手当は、その支給期月でない月であっても支給することがで きる。

(手当額の改定)

- 第7条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)につき、新たに監護 し、又は養育する児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がそ の改定後の額につき認定の請求をした日の属する月から行う。
- 2 受給者につき、その監護し、又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の停止)

- 第8条 手当は、次のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
  - (1) 受給資格者の前年の所得が、政令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。
  - (2) 児童の父若しくは母である受給資格者の配偶者の前年の所得又は当該受給資格者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該受給資格者と生計を同じくする者の前年の所得が、政令第2条の4第8項に規定する額以上であるとき。
  - (3) 児童の養育者である受給資格者の配偶者の前年の所得又は当該受給資格者の 扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、政令第2条の

4第8項に規定する額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法(昭和 36年法律第238号)に規定する児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその 計算方法の例による。

(未支払の手当)

第9条 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだ その者に支払っていなかったものがあるときは、当該受給者の監護又は養育してい た第3条に定める支給要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができ る。

(支給の制限)

- 第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する手 当の全部又は一部を支給しないことができる。
  - (1) 児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
  - (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(報告の聴取)

第11条 市長は、受給者に対して定時又は随時に手当の受給に関し必要な報告を求めることができる。

(手当の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 この条例による手当を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に手当の支給要件に該当している者又はこの条例の施行後、昭和49年8月31日までの間に手当の支給要件に該当するに至った者が、同年9月30日までの間に第4条の規定による申請をしたときは、第6条の規定にかかわらず、その者に対する手当は、同年7月又はその者が手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

附 則(昭和52年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月29日条例第10号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第15号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第32号)

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月30日条例第62号)

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の豊橋市職員共済組合条例その他の条例の規定(これらの条例 の改正(従前の改正を含む。)前の規定を含む。)により支給事由の生じた廃疾年 金、廃疾一時金及び廃疾給付は、この条例の施行後は、それぞれ障害年金、障害一 時金及び障害給付と称する。
- 3 この条例による改正後の条例の規定中の「障害年金」、「障害一時金」又は「障害給付」には、それぞれ前項の規定により障害年金、障害一時金又は障害給付と称

されるもので当該条例の規定に係るものを含むものとする。

附 則(平成元年3月31日条例第17号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日条例第10号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第36号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第14号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第8号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において遺児手当の支給を受けている者で、施行日から平成10年3月31日までの間に16歳に達する当該遺児手当に係る遺児を引き続き監護し、又は養育しているものは、施行日に改正後の豊橋市遺児手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定による申請をしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、新たに改正後の条例第3条の受給資格者となった者が、施行日から平成9年6月30日までの間に改正後の条例第4条第1項の規定による申請をしたときは、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、その者に対する遺児手当は、同年4月分から支給する。

附 則 (平成10年9月22日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊橋市遺児手当支給条例の規定は、 平成10年8月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の第3条 の受給資格者でなく、かつ、この条例の適用の日から平成10年8月31日までの間に 新たに改正後の第3条の受給資格者となった者が、施行日から平成10年9月30日ま

での間に改正後の第4条第1項の規定による申請をしたときは、改正後の第6条第 1項の規定にかかわらず、その者に対する遺児手当は、同年8月分から支給する。

附 則(平成11年3月31日条例第16号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第3条第3項第4号の改 正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例の規定(前項ただし書に係る部分を除く。)は、平成17年8月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市母子父子福祉手当支給条例(以下「旧条例」という。)の規定により母子父子福祉手当を受けている者に対する手当の支給については、旧条例第4条第1項に規定する認定の申請をした日(前に同じ児童に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該児童に係る認定の申請をした場合にあっては、その者による最初の当該児童に係る認定の申請をした日)を、改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例(以下「新条例」という。)第4条第1項

に規定する認定の申請をした日とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第6号に規定する児童を監護し、又は養育している者が、平成24年9月30日までの間に新条例第4条第1項又は第7条第1項の規定による認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給又はその額の改定については、新条例第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる月分から行う。
  - (1) 平成24年8月1日において当該児童を監護し、又は養育している場合 平成 24年8月分
  - (2) 平成24年8月2日からこの条例の施行の日の前日までの間に当該児童を監護 し、又は養育するに至った場合 その監護し、又は養育するに至った日の属する 月分

附 則 (平成25年12月12日条例第35号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年12月11日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。